

【新しい地方経済・生活環境創生交付金事業】

2025年度愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点事業 企画提案書募集要領

1 業務の名称

【新しい地方経済・生活環境創生交付金事業】

2025年度愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点事業

2 事業目的

県内中小企業等が持つ潜在成長力を喚起し、「攻めの経営」への転換を促進するため、人材戦略マネージャー等による企業訪問等を通じて、企業が抱える経営課題等を解決するプロフェッショナル人材のニーズの発掘とマッチングをサポートする。

3 業務の内容

別添仕様書のとおり

4 応募資格

次の要件を満たす者

- (1) 愛知県内に事業所を有している法人又は法人以外の団体
- (2) 次のいずれかに該当する人材ビジネス事業者でないこと
  - ア 有料職業紹介事業又は無料職業紹介事業の許可を有する又は届出をしている者
  - イ 労働者派遣事業の許可を有している者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4＜一般競争入札の参加者の資格＞の規定に該当しないこと
- (4) 「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人でないこと
- (5) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書の受付期間に受けていないこと。また、資格停止措置に準ずる行為を行っていないこと
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体、暴力団もしくは、暴力団員の統制下にある団体でないこと
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと

5 募集期間

2025年2月26日（水）から2025年3月13日（木）午後5時まで

6 契約条件

- (1) 契約形態  
委託契約とする。
- (2) 委託契約限度額  
総額で57,987,219円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10の金額とする。

ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(4) 契約期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで（予定）

(5) 委託費の支払い

業務完了後、原則、精算払とする。ただし、事業の遂行に必要な場合は、資金計画に基づき、実情を勘案して契約金額の一部又は全部を概算払により支払う。

(6) 支払額の確定方法

事業完了後、実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定する。

支払額は契約金額の範囲内であって、支出を要したと認められる費用の合計となる。

このため、すべての経費にはその収支を明らかにする帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となるので整備しておくこと。

(7) その他

企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が積算額と同じになるとは限らない。

## 7 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

当事業の受託希望者は、必要書類を作成し、持参又は郵送（配達証明に限る）により提出すること。

ア 提出書類

- ・応募申込書、企画提案書（様式1、2）

簡潔、明瞭に記載すること。

- ・経費積算内訳書

人件費、事業費、一般管理費に区分すること

※積算にあたっては、仕様書の「4事業の対象経費」に注意すること。

- ・応募者の概要がわかるもの（法人（団体）案内等）
- ・定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- ・貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する会計書類（直近1年分）
- ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類（様式3）
- ・公正採用選考人権啓発推進員設置確認書（※該当有の場合のみ）（様式4）
- ・納税証明書（国税、県税、市町村税）

イ 提出部数

9部（正本1部、副本8部） ※副本は写し可

ウ 提出仕様

A4判、縦置き、横書き、左綴じ（A3判を使用する時は三つ折りにすること）

エ 提出期限

2025年3月13日（木）午後5時（必着）

※直接持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

※電子メール及びファクシミリによる応募は受け付けない。

※提出期限までにすべての必要書類の提出がない場合は受け付けない。

#### オ 留意事項

- ・ 企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・ 企画提案は1事業者1案とする。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 企画提案書提出後の訂正については、いかなる理由があっても受け付けない。
- ・ 実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議のうえ変更することがある。
- ・ 本事業の実施は、令和7年2月定例愛知県議会における予算の成立及び国の新しい地方経済・生活環境創生交付金事業での交付決定を条件とする。

#### カ 提出先

〒460-8501 (※郵送の場合は住所記載不要)

名古屋市中区三の丸三丁目1-2 愛知県庁本庁舎2階

愛知県労働局就業促進課 業務・調整グループ

電話 052-954-6363 (ダイヤルイン)

#### キ 応募に関する問合せ

本事業提案に関する質問は、電子メールにて2025年3月6日(木)午後5時まで受け付ける。就業促進課 (shugyo@pref.aichi.lg.jp) あてに、件名を「プロフェッショナル人材戦略拠点事業に係る問合せ」として送信すること。

質問に対する回答は、速やかに、就業促進課Webページに掲載することとし、個別には回答しない。

#### (2) 企画提案に関する事前説明会

説明会は開催しない。本業務に関して質問がある場合は、上記7(1)キのとおり行うこと。

## 8 選定数

1者

## 9 選定方法

### (1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

ただし、企画提案者が1者のみの場合は、書面審査とする場合がある。

4者以上から企画提案があった場合は、選定委員会での審査に先立ち、県において書面による予備審査を行い、上位3者を選定委員会での審査の対象とする。

予備審査は選定委員会と同様の基準にて審査する。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、予備審査及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問合せ及び異議申立てには応じない。

(2) 選定委員会について（別途通知します。）

ア 日時

2025年3月中旬（予定）

イ 会場

愛知県庁本庁舎（予定）

ウ 方法

提出された企画提案書を使用して、1事業者10分間程度のプレゼンテーション後、質疑応答を行う。

(3) 審査基準

ア 事業の実施体制

- ・ 事業を適切かつ確実に実施できる体制とマネジメント能力はあるか

イ 事業の実施内容

- ・ 県内中小企業や地域の金融機関等とのネットワークを有しているか
- ・ 中小企業支援のノウハウを有しているか
- ・ セミナー、ダイレクトマッチング促進会等のイベント、中小企業と大企業との情報交換会の内容は優れているか

ウ 経費

- ・ 経費項目、金額は適切か

エ 社会的価値の実現に資する取組等

- ・ ISO14001、エコアクション21、K E S、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステム認証の有無
- ・ 自動車エコ事業所の認定の有無
- ・ 障害者法定雇用率の達成の有無
- ・ 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用の有無
- ・ 障害者就労施設等からの調達実績の有無
- ・ あいち女性の輝きカンパニー認証の有無
- ・ 女性の活躍促進宣言提出の有無
- ・ えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む）の有無
- ・ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録の有無
- ・ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同の有無
- ・ くるみん認定（トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む）の有無
- ・ 愛知県休み方改革マイスター企業認定の有無
- ・ 公正採用選考人権啓発推進員設置の有無

(4) 選定結果は、全応募者に対して書面で通知する。

## 10 契約

選定委員会において、第1位の企画提案者に選考された応募者と協議、調整のうえ、契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

る。

## 11 スケジュール（予定）

2025年2月26日	募集開始
2025年3月6日	質問受付期限
2025年3月13日	企画提案書提出期限
2025年3月中旬	選定委員会による審査、委託先の決定
2025年4月1日	契約、事業開始

## 12 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式5）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合がある。
  - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示内容に違反があった場合
  - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合。また、それに準ずる行為を行った場合

## 13 問合せ先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎2階

愛知県労働局就業促進課

業務・調整グループ

電話 052-954-6363（ダイヤルイン）

電子メール shugyo@pref.aichi.lg.jp